

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月27日

葛飾区長

葛飾区条例第7号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成9年葛飾区条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。